

旧 (改正箇所は下線部分)

新 (改正箇所は下線部分)

自由金利型定期預金規定(大口定期)

自由金利型定期預金規定(大口定期)

1.(預金の支払時期)

< 省略 >

2.(証券類の受入れ)

< 省略 >

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および証書記載の利率(以下「約定利率」という。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」という。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金しま

1.(預金の支払時期)

< 省略 >

2.(証券類の受入れ)

< 省略 >

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および証書記載の利率(以下「約定利率」という。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」という。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金しま

旧 (改正箇所は下線部分)

新 (改正箇所は下線部分)

す。

② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」という。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を後記 11.(1)により満期日前に解約する場合および後記 11.(3)および(4)により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。)のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率－約定利率×70%

(基準利率-約定利率) × (約定日数-預入日数)

C 約定利率 - $\frac{\quad}{\text{預入日数}}$

す。

② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」という。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を後記 11.(1)により満期日前に解約する場合および後記 11.(3)および(4)により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

I 預入日から解約日の前日までの日数が1か月未満の預金の場合

解約日における普通預金の利率

II 預入日から解約日の前日までの日数が1か月以上 5 年未満の預金の場合

約定利率×70%

旧 (改正箇所は下線部分)

新 (改正箇所は下線部分)

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いづれか低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率－約定利率×70%

C 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(4) この預金の付利単位は 100 円とし、1年を 365 日として日割で計算します。

4. (届出事項の変更、証書の再発行等)

< 省 略 >

5. (成年後見人等の届出)

< 省 略 >

6. (印鑑照合等)

< 省 略 >

(4) この預金の付利単位は100 円とし、1年を 365 日として日割で計算します。

4. (届出事項の変更、証書の再発行等)

< 省 略 >

5. (成年後見人等の届出)

< 省 略 >

6. (印鑑照合等)

< 省 略 >

旧 (改正箇所は下線部分)	新 (改正箇所は下線部分)
7. (盗難証書による払戻し等) < 省 略 >	7. (盗難証書による払戻し等) < 省 略 >
8. (譲渡、質入れ等の禁止) < 省 略 >	8. (譲渡、質入れ等の禁止) < 省 略 >
9. (反社会的勢力との取引拒絶) < 省 略 >	9. (反社会的勢力との取引拒絶) < 省 略 >
10. (取引の制限等) < 省 略 >	10. (取引の制限等) < 省 略 >
11. (解約、書替継続等) < 省 略 >	11. (解約、書替継続等) < 省 略 >
12. (通知等) < 省 略 >	12. (通知等) < 省 略 >
13. (保険事故発生時における預金者からの相殺) < 省 略 >	13. (保険事故発生時における預金者からの相殺) < 省 略 >
14. (休眠預金等活用法に係る異動事由) < 省 略 >	14. (休眠預金等活用法に係る異動事由) < 省 略 >
15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)	15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

旧 (改正箇所は下線部分)	新 (改正箇所は下線部分)
< 省 略 >	< 省 略 >
16.(休眠預金等代替金に関する取扱い)	16.(休眠預金等代替金に関する取扱い)
< 省 略 >	< 省 略 >
17.(規定の変更)	17.(規定の変更)
< 省 略 >	< 省 略 >

旧 (改正箇所は下線部分)

新 (改正箇所は下線部分)

自自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期)

自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期)

1. (自動継続)

< 省 略 >

2.(証券類の受入れ)

< 省 略 >

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および証書記載の利率(以下「約定利率」という。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」という。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金しま

1. (自動継続)

< 省 略 >

2.(証券類の受入れ)

< 省 略 >

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および証書記載の利率(以下「約定利率」という。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」という。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金しま

旧 (改正箇所は下線部分)

新 (改正箇所は下線部分)

す。

② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」という。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を後記 11.(1)により満期日前に解約する場合および後記 11.(3)および(4)により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率－約定利率×70%

(基準利率－約定利率) × (約定日数－預入日数)

C 約定利率 － $\frac{\quad}{\text{預入日数}}$

す。

② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」という。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除く。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) この預金を後記 11.(1)により満期日前に解約する場合および後記 11.(3)および(4)により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

I 預入日から解約日の前日までの日数が1か月未満の預金の場合

解約日における普通預金の利率

II 預入日から解約日の前日までの日数が1か月以上5年未満の預金の場合

約定利率×70%

旧 (改正箇所は下線部分)

新 (改正箇所は下線部分)

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いづれか低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率－約定利率×70%

C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

(4) この預金の付利単位は 100 円とし、1年を 365 日として日割で計算します。

4. (届出事項の変更、証書の再発行等)

< 省 略 >

5. (成年後見人等の届出)

< 省 略 >

6. (印鑑照合等)

< 省 略 >

(5) この預金の付利単位は100 円とし、1年を 365 日として日割で計算します。

4. (届出事項の変更、証書の再発行等)

< 省 略 >

5. (成年後見人等の届出)

< 省 略 >

6. (印鑑照合等)

< 省 略 >

旧 (改正箇所は下線部分)	新 (改正箇所は下線部分)
7. (盗難証書による払戻し等) < 省 略 >	7. (盗難証書による払戻し等) < 省 略 >
8. (譲渡、質入れ等の禁止) < 省 略 >	8. (譲渡、質入れ等の禁止) < 省 略 >
9. (反社会的勢力との取引拒絶) < 省 略 >	9. (反社会的勢力との取引拒絶) < 省 略 >
10. (取引の制限等) < 省 略 >	10. (取引の制限等) < 省 略 >
11. (解約、書替継続等) < 省 略 >	11. (解約、書替継続等) < 省 略 >
12. (通知等) < 省 略 >	12. (通知等) < 省 略 >
13. (保険事故発生時における預金者からの相殺) < 省 略 >	13. (保険事故発生時における預金者からの相殺) < 省 略 >
14. (休眠預金等活用法に係る異動事由) < 省 略 >	14. (休眠預金等活用法に係る異動事由) < 省 略 >
15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)	15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

旧 (改正箇所は下線部分)	新 (改正箇所は下線部分)
< 省 略 >	< 省 略 >
16.(休眠預金等代替金に関する取扱い)	16.(休眠預金等代替金に関する取扱い)
< 省 略 >	< 省 略 >
17.(規定の変更)	17.(規定の変更)
< 省 略 >	< 省 略 >